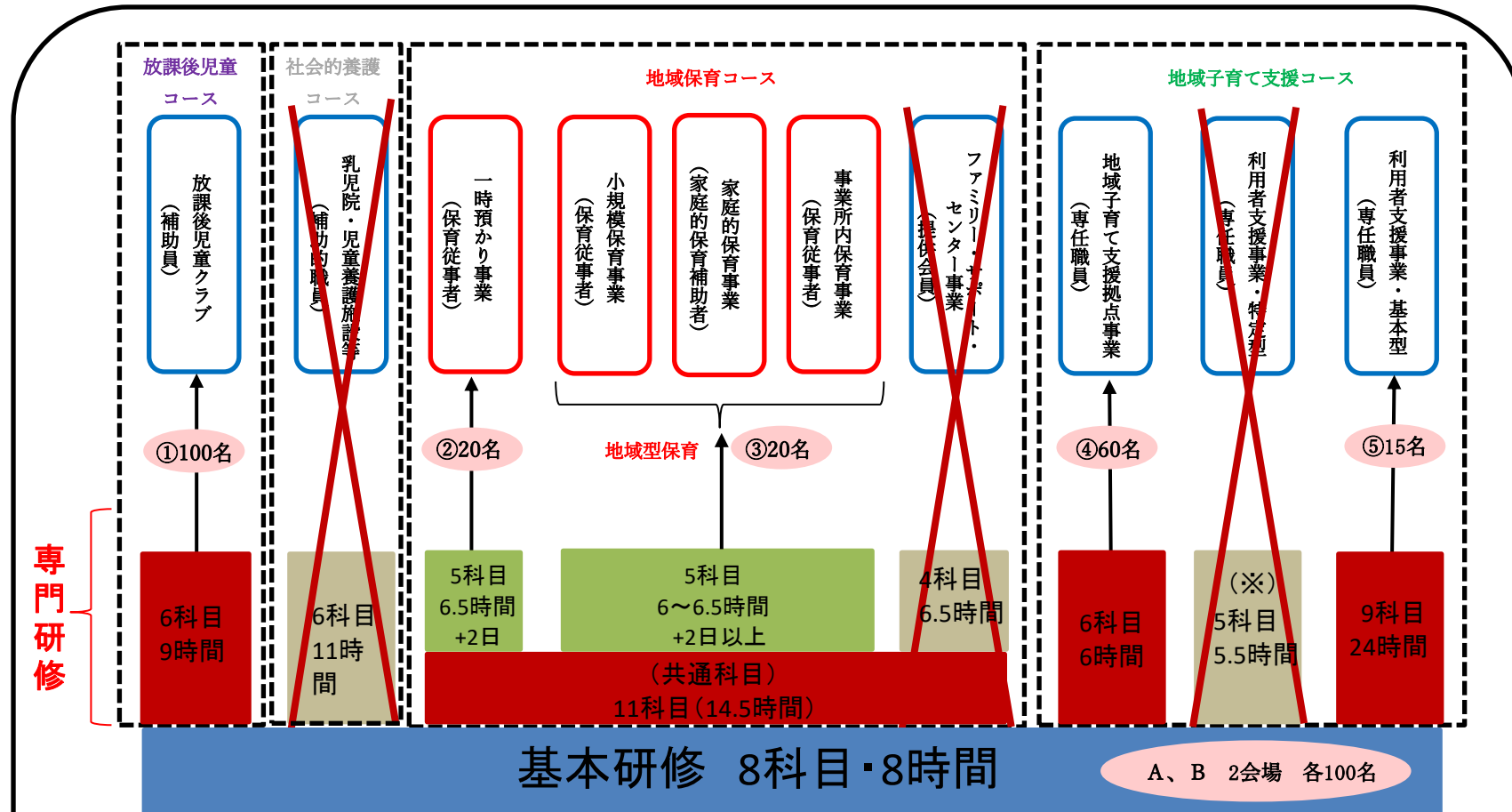


子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実績に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限らない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

なお研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。

また、小規模保育と事業所内保育については、新たに従事する者の場合でも従事開始後、概ね2年程度の間研修を受講することで従事可。